

I 景気対策最優先の1999年度税制改正

片桐正俊（中央大学経済学部教授）

9兆4,000億円減税の問題点

1999年度税制改正は、税収中立型の税制改正ではなく、景気対策を最優先した過去最大の大型減税型の税制改正となった。減税規模は総額9兆4,000億円にものぼり、その内訳は表に示されるように、所得減税や法人減税等の恒久的減税が6兆8,600億円、住宅ローン減税等の政策減税が2兆6,000億円となっている。この大型減税の特徴的問題点を3点指摘しておきたい。

表 1999年度税制改正による減税の内訳

<恒久的減税>	6兆8,600億円
所得税	4兆 300億円
法人減税	2兆3,000億円
扶養控除の特別創設 (子育て・教育減税)	3,000億円
中小企業の軽減税率下げなど	2,300億円
<政策減税>	約2兆6,000億円
住宅・土地税制	1兆3,100億円
(うち住宅ローン減税	1兆2,300億円)
パソコン減税など投資促進税制	4,500億円
有取税廃止など金融関連税制	1,900億円
その他	約6,500億円
<合計>	約9兆4,000億円
うち国税	約7兆2,000億円
うち地方税	約2兆2,000億円

(注) 平年度ベース、大蔵省の試算による

『日本経済新聞』1998年12月21日

第1に、税制の抜本改革が先送りされてしまった。はじめに減税ありきで出発したために、本来税率の引下げと課税ベースの見直しがセットで行われるべきところが、所得税についても、法人税についても、税率引下げのみが先行実施となり、またそれら所得課税の引下げを実施するのであれば、少子・高齢化を睨ん

で直間比率是正の観点から当然にそのあり方が見直さるべき消費税についても、改革が先送りされてしまった。

第2に、減税が税収不足を招き大量の国債発行を余儀なくされることになった。減税政策と景気低迷のために、1999年度の税収見込みは12年ぶりに50兆円台を割り込み、47兆1,190億円となり、これを穴埋めするために、過去最大の約31兆円の新規国債発行を予定せざるを得なくなった。短期的には、大量の国債発行見通しが金利上昇を招き、政府の景気対策を相殺してしまう恐れが出てきている。早くも市場は、金利高、円高、株安の反応を示している。長期的には、国債費として後年度負担が増えるのと、減税の影響から10年後には大幅な税収不足が生じうる。財源不足を全て消費税で賄うと、消費税率を13%まで引き上げねばならなくなるという試算もある(『朝日新聞』1998年12月26日)。

第3に、これほどの大規模な減税にもかかわらず、その効果には疑問がある。まず、99年度9兆4,000億円の減税は過去最大であるが、98年度の所得減税4兆円や実施済みの住宅取得促進税制6,000億円などを差し引くと、実質減税規模は5兆円弱にとどまり、98年度とそう変わらない。98年度の4兆円の特別減税が消費刺激を果たせなかったのは何故なのか。実質収入が目減りし、また公的年金給付削減等将来所得への不安が、減税の消費刺激効果を相殺してしまったのである。99年度もボーナスのみならず年収そのものが減少傾向を辿ると思われる中で、恒久減税ならぬ恒久的減税で何程の消費刺激効果が期待できるのか疑問である。

所得税・住民税の最高税率引下げと定率減税

1999年度所得税・住民税改正は、①所得税・住民税の最高税率の現行65%から50%への引下げ、②所得税で20%（上限25万円）、住民税で15%（同4万円）の定率減税、③子育て・教育減税として扶養親族控除（15歳以下）を現行38万円から48万円に引上げ、特定扶養控除を所得税の場合現行58万円から63万円に、住民税の場合現行43万円から45万円に引上げること、を組み合わせて行われ4兆円の減税となる。

この改正について、3点コメントしておこう。

第1に、所得税・住民税の最高税率だけを引下げ、定率減税の形で所得の多い者がその恩恵に浴し、夫婦子供2人の場合793万円以下では、実質増税になってしまうような税制改正は、果たして公平な税制改正と言えるだろうか。所得税・住民税の最高税率を下げるのであれば、当然金持優遇というそりを受けないためにも、資産所得課税を強化すべきである。1986年レーガン税制改革は、これを行ったがために評価されたのである。所得税・住民税の現行最高税率は、先進諸国の中でやや割高程度であって、99年度改正でそれを下げるのはやむなしとしても、さらに引下げ、フラット化をはかる必要はない。アメリカの連邦所得税は、1986年レーガン税制改革で15%と28%の二段階にまでフラット化されたが、その後クリントン政権下でその行き過ぎを是正して現在は、15%～39.6%までの5段階の累進税率になっていること、さらに実質的累進性が確保できるよう、消失控除制を採用していることを銘記すべきである。

第2に、課税最低限は政府税調の意図とは逆にかえって引上げられたが、結果としてこれでよかつたとせねばならない。4兆円の98年度特別減税は、所得税、住民税を合わせて、納税者本人が5万5,000円、配偶者や扶養家族は1人当たり2万7,500円の定額減税の形で行われたため、減税は低所得者にも行き亘つたが、99年度はそれに代えて恒久的な定率減税としたために、中所得者以下が実質増税になる。これを少しでも緩和しようとして、子育て・教育減税を追加し

た。その結果、課税最低限は、特別減税前の水準より上昇した。すなわち、課税最低限は、所得税の場合特別減税前の361万円から382万円に、住民税の場合特別減税前の306万円から309万円に引上げられた。

課税最低限については、わが国のそれは先進諸国と比べて高すぎるという批判があるが、それは為替レートでみての国際比較に基づいた議論であり、購買力平価ベースでは必ずしもそれが高すぎるという批判は当たらない。最高税率引下げによる減収を課税最低限の引下げでカバーしようとする意図には同意できない上、定率減税の恩恵が中所得者以下に及ばないことを考えれば、99年度の課税最低限政策はやむをえないものと判断する。

第3に、99年度所得減税は98年度のような定額減税ではなく定率減税とすることによって、中高所得者層の可処分所得を増やし消費を刺激すること狙いとするのであるならば、減税額に上限を設けて「定額」的な減税にする必要はなく、定率を一貫させるべきだと考えるが、減税額に上限を設けて金持優遇の定率減税という批判をかわそうとしているところに、減税の意図が貫徹していないものを感じる。

法人税率の早期前倒し引下げ

わが国企業の国際競争力を十分發揮できるように、法人課税の税率を国際的水準にまで引下げる意図の下に、法人税の基本税率を現行の34.5%から30.0%に、法人事業税の基本税率を現行の11%から9.6%に引下げることになった。これによって法人課税の表面税率（調整後）は、1997年度49.98%→98年度46.36%→99年度40.87%と2年間で10ポイント近くも引下げられることになった。中小企業の所得のうち800万円までの部分に適用する、法人税の軽減税率は現行の25%から22%に引下げられる。また、企業の年金積立金に対する税率1%の特別法人税は、積立金が運用難に陥っていることを考慮して、2年間凍結されることになった。

この改正について、3点コメントしておこう。

第1に、99年度の法人課税の税率引下げは、急激で

かつ課税ベースの拡大を伴わないものであり、先進国の法人税率引下げの流れの中でも特異である。1980年代初めでは、先進諸国の法人課税の表面税率は大体50%程度であったが、日本を除く他の先進諸国は課税ベースを拡大しつつ表面税率を引下げてきた。日本も遅ればせながら、1988年の抜本改革と98年度税制改正において、それに歩調を合わせるようになったのだが、98年度税制改正では、他の先進諸国より過大な引当金や租税特別措置の見直しによる課税ベースの拡大は殆ど先送りしたままの税率引下げとなった。1986年のレーガン税制改革における法人税率の引下げと課税ベースの拡大がその後のアメリカ経済の発展に大きな意味を持ったのは、租税特別措置の恩恵に浴していなかった情報通信産業に税率引下げの大きな恩恵をもたらし、それまで租税特別措置の恩恵に浴してきた重厚長大型旧来産業がそれを享受できなくなったことにより産業構造の転換が大きく促されたことにある。しかしに、わが国の99年度の法人課税の税率引下げは、課税ベースの拡大を伴わないものだけに、旧来産業も救済する大判振舞いのまさに景気対策的法人減税となったのである。今後、法人課税の税率をこれ以上下げないで、課税ベースの拡大を重厚長大型の産業の抵抗を排して実施できるのであろうか。

第2に、99年度の法人課税の税率引下げがまさに直面する不況対策を意図したものであるにもかかわらず、実際にそれが適用されるのは、2000年3月期決算以降となり、大きなタイム・ラグがある点で、当面の不況対策として多くを期待できないのではないかと思う。

第3に、これまで導入を急ぐべきだという意見が多く出されている法人事業税の外形標準課税については、99年度税制改正では見送られてしまった。現在のような不況下において、全法人の約65%を占める赤字法人に負担を求めるのは困難であるとの判断によるものである。ただ、これまで法人事業税の税率引下げと外形標準課税導入を一体で考えてきていただけに、99年度改正で法人事業税の税率引下げを先行実施することになったことにより、今後外形標準課税の導入に踏み切るのは難しくなったと言える。

住宅ローン減税等の政策減税

99年度には、住宅ローン減税等の幾つかの政策減税が実施される。

(1)住宅ローン減税。住宅需要を喚起するために、現行の住宅取得促進税制を拡充した新型住宅税制を設けることになった。仕組みは現行制度と同じく、ローン残高の一定割合を税額控除するものである。ただ、適用期間が現行の6年から大幅に延長され15年となった。ローン残高の上限も現行の3,000万円から5,000万円に引き上げられ、セカンドハウスに適用可能となった。そして、減税最高額も現行の180万円から大幅に引き上げられ、587万5,000円となった。もう1つの柱は、このローン控除と譲渡損失の繰越控除制度の併用を認めるものである。後者の制度は、住宅の買替え時に発生する差損分を3年間所得から控除するものである。ローン控除は所得税のみ減税され、損失繰越制度は従来の所得税に加え、住民税にも適用される。住宅減税については、住宅ローン利子控除を求める声も相当強かったが、他の先進諸国では高所得者優遇を理由に廃止・縮小の傾向にあり、存続しているのはアメリカだけであること、また帰属家賃課税が行われないとバランスがとれないこと等を勘案すれば、その導入が見送られたのは仕方がない。上記の99年度住宅減税でも、かなりの効果を期待できるはずであるが、他方で住宅金融公庫の基準金利をこれまでの2%から2.2%に引き上げたため、効果減税の恐れが出てきており、政策的には首尾一貫しないものを感じる。

(2)その他の政策減税。投資促進税制の拡充策としては、パソコンなど情報通信機器の即時償却制度の導入が注目される。金融関係税制面では、有価証券取引税及び取引所税を1999年3月31日をもって廃止したことは、金融の自由化と金融・資本市場の活性化という点で評価できる。また、円の国際化の推進策の一環として、税制面で、①短期国債(TB)、政府短期証券(FB)の償還差益に対する発行時の源泉徴収の免除②外国法人の償還差益に対する法人税の非課税③中長期国債の利子に対する源泉徴収を非居住者に限り免除、とした点等は積極的に評価できる。

(かたぎり まさとし)